

# 令和6年度「房総のお浜降り習俗」記録映像制作業務委託仕様書

## 1 業務名

令和6年度「房総のお浜降り習俗」記録映像制作業務委託

## 2 適用範囲

本仕様書は、千葉県立中央博物館（以下「甲」という。）が発注する「令和6年度『房総のお浜降り習俗』記録映像制作業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者（以下「乙」という。）決定後、協議の上、甲が作成する。

## 3 目的

房総半島においては、数社から十数社の神社が浜辺に集合する「お浜降り」が集中してみられる。五穀豊穡や大漁などを祈願して行われる「お浜降り」の在り方には、海と密接に関わってきた房総の歴史、人々の暮らしと海との関わりが象徴的に表れていると考えられており、「房総のお浜降り習俗」として国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されている。

少子高齢化や過疎化の影響により、近年実施形態に大きな変容が生じつつある「房総のお浜降り習俗」について、現在の伝承の形を記録するとともに、祭礼の意義や課題の共有を図るため、国庫補助金の交付を受けて令和4～6年度の3か年計画による記録映像作成事業を実施している。

本業務においては、3か年計画の最終年度にあたって、「房総のお浜降り習俗」の中から「北総地域のムラの祇園」（千葉県成田市）及び「遠見岬神社の祭礼」（千葉県勝浦市）の記録映像を制作する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年3月1日（金）まで

## 5 撮影日程

### (1) 「北総地域のムラの祇園－神輿とオタチー」

成田市上福田	令和6年	7月	6日（土）・	7日（日）
成田市長沼		7月	14日（日）	
成田市郷部		7月	14日（日）	
成田市寺台		7月	26日（金）・	27日（土）
成田市松崎		7月	26日（金）・	27日（土）

※以上5件の祭礼について、それぞれの日程で撮影を行うこと。

※各日、各祭礼につき、それぞれ2台以上のカメラで撮影すること。

※必要に応じて適宜ドローン等も活用し、視覚効果の高い映像とすること。

※収録地、日程、内容には変更の可能性がある。

### (2) 「遠見岬神社の祭礼」

遠見岬神社（勝浦市浜勝浦）

宮掃除	令和6年	9月	7日（土）	
明神講			12日（木）	
幟立て・神輿飾りつけ・宵宮			13日（金）	
遠見岬神社祭礼・勝浦大漁まつり			14日（土）	
四町山車まつり			15日（日）	
濱勝浦八幡神社祭礼			16日（月）	

※9月14～16日はカメラ2台以上で撮影すること。

※必要に応じて適宜ドローン等も活用し、視覚効果の高い映像とすること。

※収録日程、内容には変更の可能性がある。

※行列の順や持ち物、祭典場のしつらえや供物などについても正確に記録すること。

## 6 業務内容

### (1) 委員会への出席

ア 「房総のお浜降り習俗」記録映像作成検討委員会（以下「委員会」という。）に出席し、委員会の意見を撮影に反映すること。

イ 委員会で、撮影映像や仮編集映像等の試写を行うこと。

### (2) 撮影

ア 契約締結後、速やかに担当職員と協議及びロケハンを行い、撮影計画を作成すること。

イ 上記「5 撮影日程」に基づき、撮影を行うこと。

ウ 業務用デジタルビデオカメラを使用し、原則としてHD規格（1920×1080フルハイビジョン）で撮影すること。

エ 必要に応じて、カメラ内蔵マイクとは別のマイクを用意し、映像に即した音声を確実に収録できるように工夫すること。

オ 必要に応じて足場の設置やドローンを使用するなど、効果的・効率的な撮影を行うこと。また、その際必要となる許可に係る手続きについては乙が処理すること。

カ 夜間などの撮影の場合は、必要に応じて照明機材を使用すること。

ただし、現場の雰囲気や損なわないような配慮・工夫を行うこと。

キ 安全を最優先するとともに、祭礼の進行を妨げないような配慮をすること。

ク 撮影中には、その旨を周囲に明示すること。

### (3) 動画編集

#### ア 共通事項

- ・編集にあたっては、内容について担当職員と協議し、必要に応じて担当職員が作業に同席することとする。

- ・普及編映像にはナレーションを付すこととし、担当職員と協議の上、原稿を作成すること。なお、必要に応じて担当職員がナレーション収録に同席することとする。

- ・記録編映像にナレーションは不要とするが、担当職員と協議の上、タイトルやテロップ等を適宜加えること。

#### イ 「北総地域のムラの祇園―神輿とオタチー」

- ・普及編映像は30分程度とし、併せて3分程度のダイジェスト版を制作すること。

- ・記録編映像は館ホームページ等を通じたインターネット公開を前提とし、行程ごとにチャプター分けした形に編集を行うとともに、90分程度の内容とすること。

- ・普及編映像の編集にあたっては、必要に応じて令和4・5年度の撮影映像や収集映像を適宜盛り込むこと。

#### ウ 「遠見岬神社の祭礼」

- ・普及編映像は30分程度とし、併せて3分程度のダイジェスト版を制作すること。

- ・記録編映像は館ホームページ等を通じたインターネット公開を前提とし、行程ごとにチャプター分けした形に編集を行うとともに、90分程度の内容とすること。

## 7 成果品

### (1) 内容

#### ア 「北総地域のムラの祇園―神輿とオタチー」

(ア) 普及編映像 : 30分程度

(イ) ダイジェスト版 : 3分程度

(ウ) 記録編映像 : 90分程度

(エ) 素材の未加工データ一式

#### イ 「遠見岬神社の祭礼」

(ア) 普及編映像 : 30分程度

(イ) ダイジェスト版 : 3分程度

(ウ)記録編映像 : 90分程度

(エ)素材の未加工データ一式

(2) 形式等

ア ファイル形式 MP4及びMOV

イ 画素数 W1920×H1080 px (HD)

※その他の規格については、受託候補者の決定後、協議の上定めるものとする。

(3) 納品方法 上記(1)の成果物を、HDD等の電子媒体2点により納品すること。

(4) 報告等 業務完了の際には、業務完了報告書を提出するものとする。

(5) 納入先 千葉県立中央博物館 (〒260-8682 千葉市中央区青葉町955-2)

## 8 業務実施体制

本業務の円滑な実施のため、本業務の責任者・担当者を配置し、やむを得ない場合を除いて変更してはならない。

## 9 経費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

## 10 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 乙は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28号(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて甲に無償で譲渡するものとする。

(2) 成果品について、乙その他第三者が著作権者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、甲及び甲の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。

(3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は乙が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。

(4) 甲は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(5) 乙は、甲の了解のもとに、成果品を使用することができる。

(6) 本業務の遂行にあたり乙が独自に作成した著作物も成果品として甲に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

## 11 その他

(1) 委託業務の実施にあたっては、乙は甲と緊密に連携し、必要な協議及び打ち合わせを行い、その指示に従って誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、甲の求めに応じ実施するものとし、場所については、甲の指示に従うものとする。

(2) 撮影や編集の過程で疑義が生じた際は、担当職員と充分協議し、その判断をおおぐこと。

(3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると甲が判断した場合は認めるものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び内容について疑義が生じた場合には、甲と協議すること。